

事務連絡
令和5年10月17日

各 { 都道府県
市
特別区 } 水道行政担当部（局）長 殿
各厚生労働大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
水道課水道水質管理室

PFOS及びPFOAの水質検査結果の確認及び水質検査の実施について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を頂きお礼申し上げます。

令和5年10月16日に日本水道協会のホームページにおいて令和3年度の水道統計が公表されたところですが、弊室において確認したところ、ある水道事業者の給水栓水において高濃度のPFOS及びPFOAが検出されていたことが判明しました。

当該給水栓水への送水元である浄水場の水源であるダムの上流には、PFOS及びPFOAを排出する可能性のある工場、PFOS及びPFOAが含まれる泡消火薬剤を保有する施設、PFOS及びPFOAを含む製品を処理する廃棄物処理施設等（以下「工場等」という）の立地がないと考えられることから、浄水場の取水地点より上流に工場等がない場合であっても、水源のPFOS及びPFOAが高濃度となっている可能性を否定できない状況となっています。このため、下記のとおり対応していただくようお願いいたします。

また、貴都道府県におかれましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対して、本件を周知いただくようお願いいたします。

記

1. PFOS及びPFOAの水質検査結果の確認、報告

PFOS及びPFOAの測定を行っている水道事業者等におきましては、PFOS及びPFOAの水質検査結果（令和3年度から令和5年度）を確認し、暫定目標値（50ng/L）の超過の有無及び超過があった場合には対応策について、令和5年10月20日までに厚生労働省へ報告願います（大臣認可水道事業者等の結果については直接厚生労働省へ、知事認可水道事業者等の結果については、各都道府県においては管内の知事認可水道事業者等の結果を取りまとめの上、厚生労働省へ報告願います。）。

2. PFOS 及び PFOA の濃度把握のための水質検査の実施について

これまで PFOS 及び PFOA の測定を行っていない水道事業者等におきましては、水道原水又は給水栓水中の PFOS 及び PFOA について、少なくとも 1 回は水質検査を行い、濃度の把握に努めることをお願いします。

また、今後の水質検査についてご検討いただき、①速やかに実施予定、②次回の定期水質検査の時に併せて実施予定、③次年度以降実施予定、④当面実施予定なしのいずれの対応とするか、令和 5 年 10 月 31 日までに厚生労働省へ報告願います（大臣認可水道事業者等の結果については直接厚生労働省へ、知事認可水道事業者等の結果については、各都道府県においては管内の知事認可水道事業者等の結果を取りまとめの上、厚生労働省へ報告願います。）。

なお、水質検査の結果、暫定目標値を超える PFOS 及び PFOA が確認された場合は、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成 25 年 10 月 25 日付健水発 1025 第 1 号厚生労働省健康局水道課長通知）（最終改正：令和 2 年 2 月 27 日）に基づき、厚生労働省へ報告をお願いします。

【問い合わせ先】

厚生労働省健康・生活衛生局水道課
水道水質管理室 室長補佐 渡邊
室長補佐 野澤
TEL 03-5253-1111（内線4034）
03-3595-2368（直通）
e-mail : suishitsu@mhlw.go.jp